

出席停止について

学校保健安全法に基づき、一般生徒への感染を予防するため生徒の出席を停止いたします。手続きを取るにあたり、下記の「治癒証明書」が必要となります。お手数をおかけいたしますが、「治癒証明書」に保護者記入のうえ、保健室に提出願います。

【参考事項】疾病別出席停止期間の基準

疾 病 名	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ	発症した後（発熱した翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風しん	発しんが消失するまで。
水 痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで。
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師に感染のおそれがないと認められるまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
その他の感染症	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

..... 切 取 線

治 癒 証 明 書

【提出先：保健室】

宮城県多賀城高等学校長 殿

生徒名： 年 組 番 氏 名

診 断 名： インフルエンザ（A / B）・ 新型コロナウイルス感染症 ・

出席停止期間（発症日～登校開始前日）

令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()

医療機関名： _____

以上により加療・治癒したので報告致します。

令和 年 月 日 保護者氏名 _____